

子どものSOS・養育者のSOSに応えるために

横浜市

子ども虐待防止 ハンドブック

令和4年度 概要版

関係機関・地域支援者向け



この冊子は要保護児童対策地域協議会向け「横浜市子ども虐待防止ハンドブック（令和4年度改訂版）」の抜粋版です。

全体版のデータは、横浜市のホームページよりご覧ください。

[横浜市子ども虐待防止ハンドブック](#)

検索



目次

子ども虐待の基本的理解	1
子ども虐待とは何か	1
(1) 子ども虐待のとらえ方	1
(2) 子ども虐待の定義	1
子ども虐待の気づき・発見のための基礎知識	2
1 子ども虐待の4つの類型	2
2 子ども虐待に至るリスク要因	3
3 子ども虐待の影響	4
子ども虐待の気づきから支援までの流れ	5
1 子ども虐待の気づき（発見のポイント）	5
(1) 子ども虐待または不適切な養育の状況	5
(2) 子どもの身体等に現れる虐待の兆候	7
(3) 子どもから虐待を打ち明けられた時の対応について	9
2 発見から通告まで	11
発見者の通告義務と個人情報の保護	11
(1) 通告・情報提供するときのポイント	12
(2) 児童虐待防止連絡票の活用	13
(3) 通告機関別の留意事項	13
相談・通告受理から調査・援助方針の決定までの流れ	15
3 要保護児童対策地域協議会	16
(1) 子どもを守るネットワークによる支援	16
体罰によらない子育てを広げましょう!	18
様式	20
児童虐待防止連絡票【様式1】（児童相談所あて）	20
児童虐待防止連絡票【様式2】（こども家庭支援課あて）	21
支援経過・結果報告書【様式3】（区こども家庭支援課⇒関係機関）	22
児童虐待防止連絡票の返信票【様式4】（区こども家庭支援課⇒市立学校）	23
児童虐待防止連絡票の返信票【様式5】（児童相談所⇒市立学校）	23
連絡先・関係機関一覧	24





子ども虐待とは何か

(1) 子ども虐待のとらえ方

子ども虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあり、子どもに対する最も重大な権利侵害です。子ども虐待への対応に際しては、常にこうした認識に立ち、「子どもの権利擁護」を図るよう努めることが求められます。

(2) 子ども虐待の定義

児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という）の第2条で、「児童虐待」は、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）が児童（18歳に満たない者）に対し、下の一覧4つの行為をすることと定義しています。

虐待であるかどうかは、その行為を保護者の考え方や意図ではなく、子どもの側に立って、子ども自身が苦痛と感じているかどうかで判断しなければなりません。親がいくら一生懸命であっても、その子をかわいいと思っていなくても、子ども側にとって有害な行為であれば虐待となります。

「児童虐待防止法 第2条」による 児童虐待4つの類型

① 身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

② 性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

③ ネグレクト

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による②又は④に掲げる行為と同様の行為の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

④ 心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。



1 子ども虐待の4つの類型

第I章で記載した「児童虐待防止法の虐待の定義」で、4つの類型に該当する子ども虐待の具体的な行為をあげます。

子どもにとって有害な行為や、健やかな心身の成長の妨げになるものは虐待といえます。

身体的虐待

- ◆ 殴る・蹴る
- ◆ 激しく揺さぶる
- ◆ やけどを負わせる
- ◆ 溺れさせる
- ◆ 首を絞める
- ◆ 食事を与えない
- ◆ 戸外に締め出す
- ◆ 縄などにより一室に拘束するなどの行為
- ◆ 意図的に子どもを病気にさせる
- ◆ 無理心中およびその危険がある

性的虐待

- ◆ 子どもへの性交、性的行為
- ◆ 子どもの性器を触る又は触らせるなどの性的行為
- ◆ 子どもに性器や性交を見せる
- ◆ ポルノグラフィーの被写体とする

心理的虐待

- ◆ 子どもの目の前で配偶者等に暴力をふるう
- ◆ 言葉による脅かしや、脅迫する
- ◆ 無視したり、拒否的な態度を示す
- ◆ 子どもの自尊心を傷つけるような言動など
- ◆ きょうだい間で差別的な扱いをする

ネグレクト

育児放棄や、子どもの健康・安全への配慮を怠るなどの行為のほか、保護者以外からの虐待にあたる行為を止められない（見逃す）ことは、保護者によるネグレクトと捉えるなど、ネグレクトは様々な場面で現れることがあり、支援者が注意深く観察しないと気づきにくいといった特徴があります。

- ◆ 身体的ネグレクト
 - 衣類など長期間ひどく不潔なままにする
 - 食事、衣類、住居などが極端に不適切
 - 適切な食事を与えない
- ◆ 医療ネグレクト
 - 病気になったりケガをしても必要な治療を受けさせない
- ◆ 情緒的ネグレクト
 - 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）。
- ◆ 教育ネグレクト
 - 子どもの意思に反して学校等に登校させない。
 - 子どもが学校等に登校するように促すなどの子どもに教育を保障する努力をしない。
- ◆ 養育・監護ネグレクト
 - 乳幼児を自動車や家に残したまま外出する
 - 家に閉じ込める
 - 子どもを遺棄する
 - 同居人が虐待していても放置する。

※一例です。

コラム

ヤングケアラーについて

参考：厚生労働省特設ホームページ「子どもが子どもでいられる街に。～みんなでヤングケアラーを支える社会を目指して～」

- 「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている、以下のような子どもたちをいいます。
 - 障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理掃除・洗濯などの家事をしている。
 - 家族に代わり、幼い兄弟の世話をしている。
 - 日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。
 - アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。
- ヤングケアラーは、年齢等に見合わない重い責任や負担を負うことで、本当なら享受できたはずの、勉強に励む時間、部活に打ち込む時間、将来に思いを巡らせる時間、友人との他愛ない時間等、「子どもとしての時間」と引き換えに、家事や家族の世話をしていることがあります。

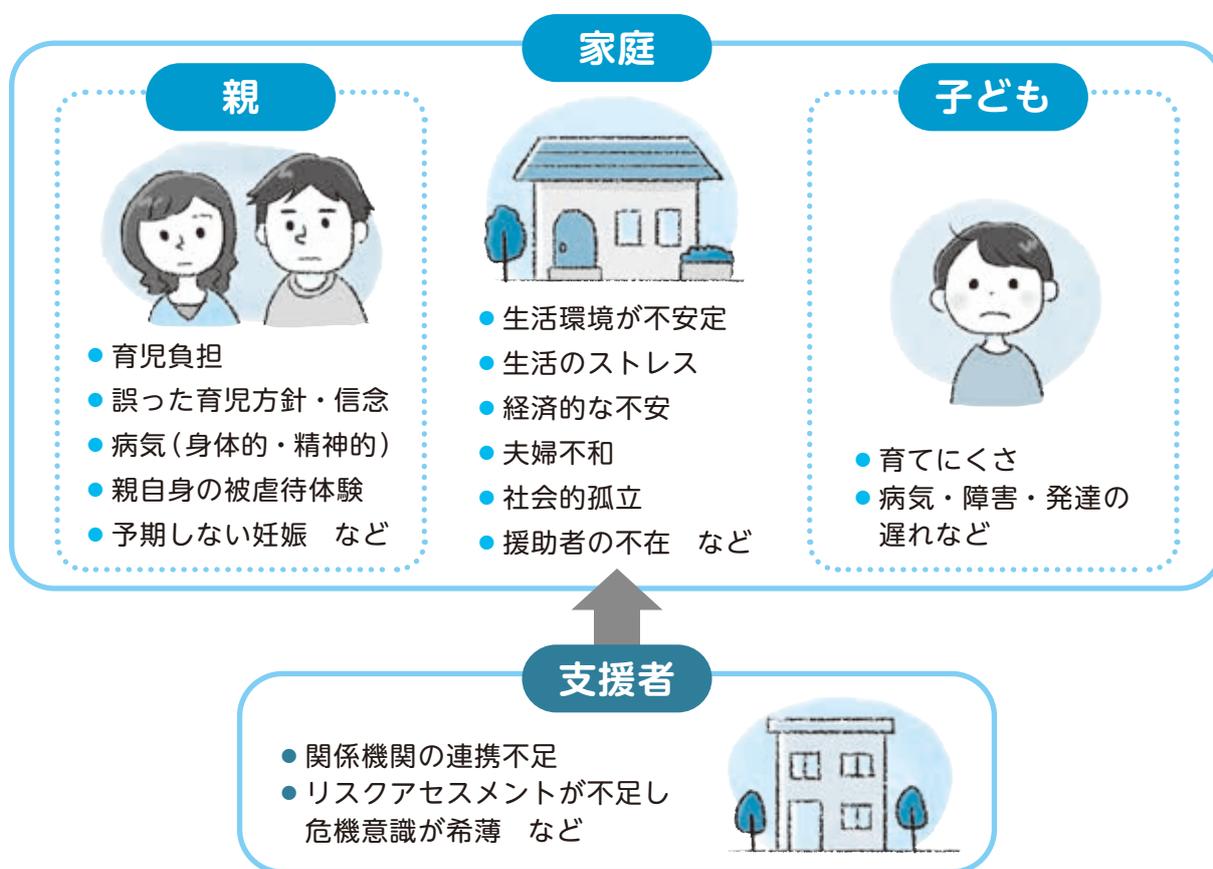
2 子ども虐待に至るリスク要因

虐待をしてしまう保護者には、複合的・多問題の背景が存在しています。虐待者は、「加害者」であり、「被害者」でもあると言えます。子ども虐待の発見は、虐待者の「SOS」をキャッチし、支援を開始するきっかけと捉えることができます。

子ども虐待が起こる原因は一つではありません。

様々な要因が重なったとき、家族関係が不安定になり、子どもへの虐待が引き起こされます。また、支援者側には、支援者間の連携不足や情報を共有できずに、一部の情報だけで判断してしまい、正確に虐待発生リスクを認識できず、家族全体を捉えたりリスクアセスメントが不足し、プラス要因に着目した見立てをしてしまい危機感が希薄になってしまうなどの危険性があります。

<さまざまなリスク要因>



コラム

重篤な虐待死としての「親子心中」

厚生労働省作成
子ども虐待対応の手引き(平成25年8月改正版)引用

● 心中による虐待死は、何よりも、保護者によって何ら罪もない子どもが殺害されるものであり、深刻な児童虐待の一つであることを忘れてはならない。

心中による虐待死の特徴

保護者に明らかな殺意がある。子どもは各年齢層にまたがって出現する。また、一事例で複数の子どもが殺害されてしまう場合が多い。

DV(ドメスティック・バイオレンス)と子ども虐待

● 子どもの見ている前で配偶者に対する暴力が行われること(面前DV)は、子どもへの心理的虐待にあたります。DVが起きている家庭では、子どもに対する暴力が同時に行われている場合があり、直接の被害を受けていない子どもであっても、慢性的な暴力が存在している家庭で育った子どもたちは、心理的なダメージを受け、正常な発達が阻害されることが科学的に証明されています。

3 子ども虐待の影響

虐待は子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を与えます。

身体への影響

死に至る、あるいは重い障害が残る可能性があります。

- ◆ 外から見える傷（打撲、熱傷）
- ◆ 外から見えない傷（頭蓋内出血など）
- ◆ 栄養障害、体重増加不良や低身長

知的発達への影響

- ◆ 安心できない環境で生活していると落ち着いて学習できず、知的発達が十分に得られない
- ◆ 保護者が言葉かけや遊び（知的発達にとって必要なやりとり）をしないと知的発達が阻害される

心理的影響

- ◆ 最も安心を与えてくれる存在であるはずの保護者から虐待をされると、愛着関係を形成することができず、他人との信頼関係の構築が困難となる
- ◆ 自分が悪いから虐待されると思う
- ◆ 自分は愛情を受けるに値する存在ではないと感じ、自己肯定感を持ってない
- ◆ 保護者から暴力を受けると暴力で問題を解決することを学習し、攻撃的・衝動的、欲求のままに行動してしまう（学校や地域で粗暴な行動をとる）
- ◆ 虐待のある環境で養育された子どもは刺激に対して過敏になる（落ち着きのない行動をとる）
- ◆ 受けた心の傷（トラウマ）について、適切な治療を受けないまま放置すると、将来にわたりPTSD（心的外傷後ストレス障害）として残る（思春期などに問題行動として現れたりする）
- ◆ 配偶者間の暴力（いわゆるDV）の目撃は、脳の機能に影響を与えてしまい、物音に過敏になったり、落ち着きがなくなる、怯える、怖がるといった精神的な不安定さを生じさせたり、他人に対して攻撃的になるなど、正常な発達を阻害する

コラム

マルトリートメント（マルトリ）とは？

日本では1990年代に英語の「Abuse」と日本語の「虐待」の間にはニュアンスの隔たりがあるとされ、啓発・支援に結びつきやすい、より広い概念として「マルトリートメント（マルトリ）」が導入されました。その定義は『①18歳未満の子どもに対する、②大人、あるいは行為の適否に関する判断の可能な年齢の子どもによる、③身体的暴力、不当な扱い、明らかに不適切な養育、事故防止への配慮の欠如、言葉による脅かし、性的行為の強要などによって、④明らかに危険が予測されたり、子どもが苦痛を受けたり、明らかな心身の問題が生じているような状態』とされています。

この図では『マルトリートメント』は「虐待とは言い切れない、大人から子どもに対する避けたいかわり」に「児童虐待（身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・ネグレクト）」も含めていることを表しています。

（脳科学から考える「マルトリ予防のすすめ」発行：福井大学子どものこころの発達研究センター引用）（図：子どもの脳とこころがすくすく育つマルトリに対応する支援者のためのガイドブック 発行：福井大学子どものこころの発達研究センター引用）

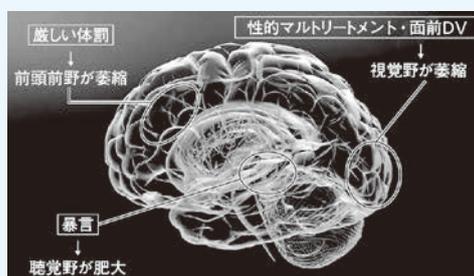
マルトリートメント

虐待とは言い切れない大人から子どもに対する避けたいかわり

児童虐待

身体的虐待・性的虐待
心理的虐待・ネグレクト

体罰・暴言は子どもの脳の発達に深刻な影響を及ぼします



● 前頭前野へのダメージは、感情のコントロールや行動の抑制に影響します。また、うつ病の一種の気分障害や非行を繰り返す素行障害につながる場合があります。

● 視覚野へのダメージは、会話をしたりする際に、脳に余計な負荷がかかり心因性難聴となり情緒不安を引き起こすこともあります。

参考：2017年 友田明美 著「子どもの脳を傷つける親たち」(NHK出版)



1 子ども虐待の気づき（発見のポイント）

子ども虐待は未然に防ぐことが第一ですが、それが困難な場合は、できる限り早期に発見し、対応することが重要です。「虐待である」との確信が持てなくても、心配される状況がある時や、行政などの支援が必要な家庭を発見した時は、区子ども家庭支援課又は児童相談所に連絡しましょう。

子どもの生活に関わる皆さん一人ひとりの姿勢が、子どもを守ることに繋がります。

(1) 子ども虐待または不適切な養育の状況

次にあげる要因は、あくまでも目安の一つとしてください。

子どもや家庭の状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「子ども虐待」や「支援が必要な子どもとその家庭」に該当する可能性があります。

● 子ども

要因	様子や状況例	☑欄
心身の状況	倦怠感、頭痛、不眠などの不定愁訴、反復する腹痛、便秘などの体調不良を訴える	
	体重・身長が著しく年齢相応ではない	
	睡眠中に突然叫んだり、悪夢、不眠がある	
	警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう	
	過度に緊張し、教員等と視線が合わせられない	
	大人の顔色をうかがったり、接触を避けようとしたりする	
	表情が乏しく、受け答えが少ない	
	ボーっとしている、急に気力がなくなる	
行動	落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする	
	他者とうまく関われず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動がみられる	
	激しいかんしゃくを起こしたり、かみついたりするなど攻撃的である	
	友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである	
	担任の教員等を独占したがる、用事はなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める	
	不自然に子どもが保護者と密着している	
	必要以上に丁寧な言葉遣いや挨拶をする	
	繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える	
	自暴自棄な言動がある	
	保護者の顔色をうかがう、意図を察知した行動をする	
衣食・清潔	からだ（洗髪していない、におい、垢の付着、爪の伸び）が清潔に保たれていない	
	衣類が破れたり、汚れている、いつも同じ服を着ている	
	季節にそぐわない服装をしている	
	虫歯の治療が行われていない	
	食べ物への執着が強く、過度に食べる	
	極端な食欲不振が見られる	
	食べ物をねだることがよくある	
登園・登校	理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い	

以下は、学齢期以降のみ

登校	きょうだい児の面倒を見るため、欠席・遅刻・相談が多い	
	何かと理由をつけてなかなか家に帰りがらない	
行動	反社会的な行動（非行）	
	深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す	

● 保護者

要因	様子や状況例	☑欄
子どもとの 関わり	特異な育児観、脅迫的な育児、理想の押しつけや年齢不相当な要求がある	
	体罰容認など暴力への親和性	
	子どもの発達にそぐわないしつけや行動制限をしている	
	「可愛くない」「憎い」など差別的な発言がある	
	子どもとの愛着形成が十分に行われていない	
	子どもの発達等に無関心であったり、育児について否定的な発言がある	
	きょうだい児に対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度	
心身の 健康	精神科への受診歴、相談歴がある	
	産後うつ等精神的に不安定な状況	
	アルコールや薬物の依存（過去も含む）がある	
	身体障害、知的障害がある（障害者手帳等の有無は問わない）	
	子育てに関する強い不安がある	
行 動	保護者自身が必要な治療行為を拒否する	
	子どもが受けた外傷や症状と保護者の説明につじつまが合わない	
	調査に対して著しく拒否的である	
	保護者が「死にたい」「殺したい」「心中したい」などと言う	
	ささいなことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない	
生活歴	被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある	
	他児の保護者との対立が頻回にある	
	予期しない妊娠・出産、若年の妊娠	
	自殺企図、自傷行為の既往がある	
	被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている	
	過去に心中の未遂がある	
	配偶者からの暴力（いわゆるDV）を受けている（いた）	
	過去にきょうだい児の不審死があった	

● 家庭・養育環境

要因	様子や状況例	☑欄
家族 ・ 養育環境	夫婦間の口論、言い争いがある	
	絶え間なくケンカがあったり、家族（同居者間の暴力）不和がある	
	家中ごみだらけ、異臭、シラミがわく、放置されたペット等の多頭飼育	
	理由が分からない頻繁な転居がある	
	親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況（結婚・離婚を繰り返す）	
	ひとり親	
	未婚（パートナーがいない）	
	ステップファミリー（子ども連れの再婚）	
社会・経済	きょうだい児への虐待歴	
	経済的に不安定	
	保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている	
	生活保護を受給中	
サポート	健康保険の未加入（無保険な状態）	
	養育者間（父・母等）の協力体制が得られない	
	親族や友人などの養育支援者が近くにいない	
	周囲からの支援に対して否定的	
	関係機関や社会資源からの関わりや支援を拒否する	
	近隣や地域から孤立している家庭	

(2) 子どもの身体等に現れる虐待の兆候

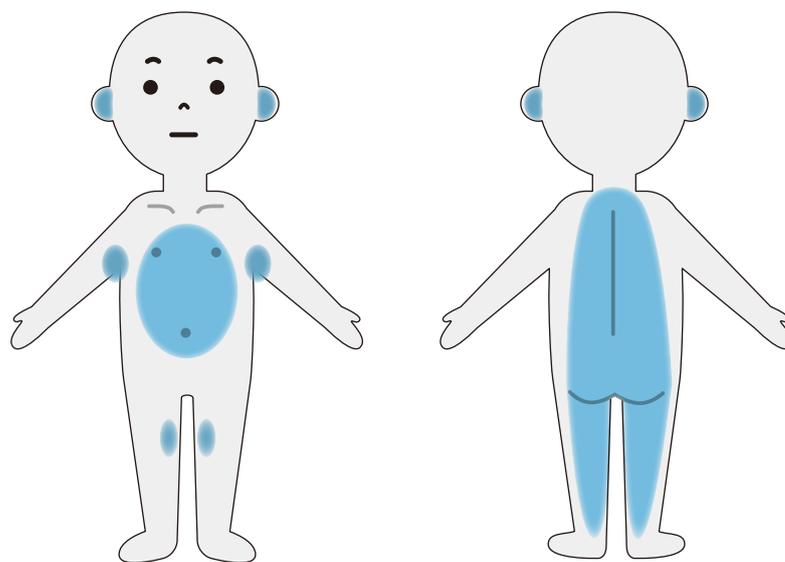
子ども虐待の気づきとして、体格や衛生状態などの変化で発見されることがあります。特に保育所、幼稚園、学校などでは、低身長・低体重（-2SD以下※）や長期休暇明けの大きな体重減少など、身体測定などの記録が子ども虐待の重要な発見や判断基準となります。

※標準成長曲線のSDスコアのこと

ア 身体虐待による外傷の部位

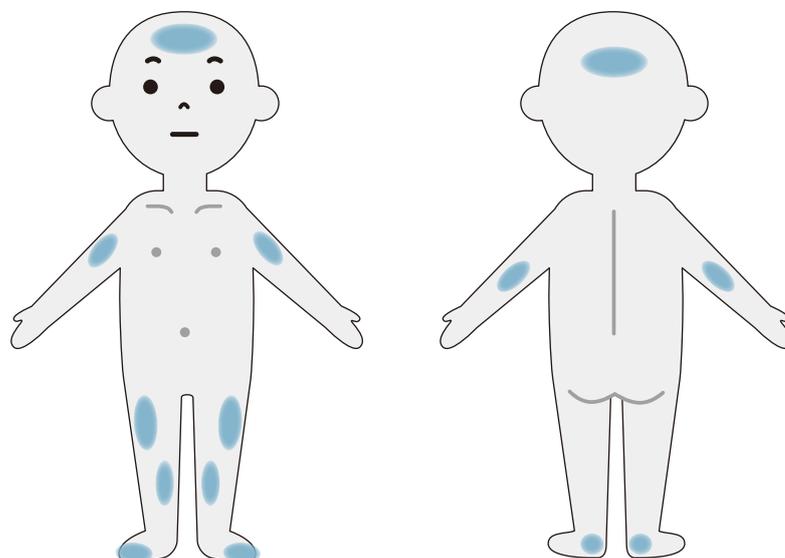
子どもの体に傷やあざがあった場合、虐待によるけがと事故等のけがには、受傷しやすい部位に明らかな違いがあります。

虐待の可能性が高い外傷部位



※被服部位、手背、足底、大腿内側に存在した場合も虐待を考慮する。

事故で受傷しやすい外傷部位



イ 虐待を疑わせる特徴のある外傷

● パターン痕：何らかのパターンを持つ挫傷

	平手打ち痕	少しぼやけた、指の大きさの直線状の2～3本のしまじょう縞状の痕。指輪痕を認めることもある。
	つねり痕	三日月状の一对の挫傷。
	指尖痕 (指先の痕) 手拳痕 (にぎりこぶしの痕) 握り痕	等間隔の卵型挫傷。指爪により時に皮膚の裂傷が併存する。時に重篤な顔面びまん性挫傷、眼窩貫通外傷を伴う。
	絞頸 (首しめ)	首部の挫傷と、首を絞められたことによる上まぶたや顔面の点状出血。時に眼球結膜充血も伴う。
	耳介内出血 (耳の内出血)	通常では肩や頭蓋等で守られる部位で、偶発的にけがをすることはまれである。

● 道具による外傷：身近な生活用具が用いられることが多い

	ベルトや革紐	平行面がある。からだの輪郭に沿って曲線を形成する。
	二重線痕	棒きれや杖など細い棒状のもので叩かれた時にできるあざ。棒が当たった中心部をまたいで、その左右にぼやけた内出血の痕ができています。
	ループコード痕	ロープや電気コードなどを曲げてムチを打つような状態で叩かれた場合にできる。細い直線状の、片側が開いた楕円状の痕。多数存在する傾向がある。

● 熱傷：やけどの部位や形状から受傷の理由を推測することができる

	辺縁が平滑な曲線で、熱傷の重症度が一定	熱いお湯に強制的に一定時間接触してできる熱傷。足の裏や、浴槽の底面に押し付けられた部分には熱傷がみられない。
	タバコ熱傷	境界が鮮明な円形で、中央部が周辺部よりも深いやけどは、タバコを押し付けられた可能性が高い。誤ってタバコに触れた事故の場合は、偏心性の表面熱傷で、擦ったような形状を伴う。
	固体接触熱傷	アイロン、ヘアアイロン、ヒーターなど、家庭内で使用している家電製品等を押当てられた可能性を疑う。

(参考：子ども虐待対応・医学診断ガイド)

(3) 子どもから虐待を打ち明けられた時の対応について

子どもが迷いながらも勇気を出して相談したことを受け止め、打ち明けられた側は感情的になってしまわないよう、打ち明けられた自分自身の気持ちの動きを自覚しながら、子どもの気持ちを聞いていく必要があります。

◆ 打ち明けられたあなた自身が落ち着くこと

- ▶ あの親が虐待するなんて信じられない(又は許せない)など感情的な気持ちが伝わると子どもは、「言わなければよかった」と発言を撤回することにつながります。

例えば

- 虐待の対応は、私の仕事ではない、関わりたくない(否認の気持ち)
 - ほんとなの?(疑う気持ち)
- この程度なら虐待とは言わないのでは?(安心材料に飛びつく)

◆ 一人で抱えこまないで、組織(チーム)で対応する

- ▶ 保護者との関係を壊したくない気持ちから、虐待を否定してしまいたくなることもあります。組織で検討することで、保護者との対応、子どもとの対応、関係機関との対応などの役割を分担し、子どもの人権が侵害されていないかを優先した判断ができるようにしましょう。

◆ 子どもから話を聴くタイミングを逃さず、なるべく早く時間をつくる

- ▶ 子どもの気持ちを聴く面接の仕方を参考に、性急に事実確認するのではなく、少しずつ注意深く聞いていく必要があります。

ア 子どもの気持ちを聴く面接の仕方

○ 話してもよいという安心感を与え、共感的に聴く



○ 虐待されている子どもは「自分が悪いから」と思っています。

「～した自分が悪いと思っているのね。でも～したからといって、親から殴られていい子なんていないよ。」と伝えることが大切です。

○ 子どもの話したことに矛盾があったとしても、信じることを伝えます。

事実の確認もさることながら、どのような気持ちになったのか共有することが大切です。

混乱や、迷う気持ちから「わからない」と言うこともあります。まずは尊重し「思い出したらまた話してね」などと安心できる言葉をかけます。

イ やってはいけないこと

○「誰にも言わないよ」と約束する

誰にも言わないでと言われたときは、できない場合があることを説明します。
「あなたを守ってくれる人に相談する」ことを伝えます

○「閉じられた質問(はい、いいえで回答できる質問)」を立て続けにすること

質問側が想像した特定の答えに向けて誘導したように思われる恐れがあります。

○無責任な約束

「家から出してあげるよ」「お父さんに改めてもらうよ」など

○何度も何度も子どもに確認を求めること

○親を責めること

「ひどい親だね」など

○子どもを責めるような質問

「なぜはっきり嫌だと言わなかったの？」
「お母さんを怒らせるようなことをしたの？」
など



質問の種類

基本的には、開かれた質問を使いながら、子どものペースに合わせて話を聞きます。誘導につながるような質問や答えを強制するような質問は避けましょう。

開かれた質問 (4W1H)	<ul style="list-style-type: none">● ということがあったのか教えて？● どんな感じで？● もう少し詳しく教えて？ など、子どもに主導権を与える質問。
閉じられた質問 (Yes、Noのような)	<ul style="list-style-type: none">● それは□□ということでもいい？ 出来事の詳細を確認するための質問 特に低年齢の子はYesを答えがちになるので 要注意
選択肢のある質問	<ul style="list-style-type: none">● その時一緒にいたのはお父さん？ お母さん？ それともほかの人？ 質問の後に、さらに選択肢を添える質問

※ただし、性的虐待の場合は…

子どもや保護者から相談があった場合、様々な人が何度も子どもに聞くのは負担になったり次第に曖昧になってしまう危険性があるため、「誰が？」「何を？」(した、させた)だけを聞き取ってください。あえて聞き出そうとせず、子どもや保護者のペースで話を聞いてください。「こんなことがあったんじゃない？」などの誘導は避けましょう。「誰が」「何を」以外の「どこで」や「どうやって」「いつ」などの話は自発的に話してきた場合のみ聞き取ります。

「誰が？何を？」のみ確認し、速やかに児童相談所に通告をしましょう。

2 発見から通告まで

発見者の通告義務と個人情報の保護

通告に関する根拠法令

子ども虐待が疑われる場合を含め、そのような子どもを発見したときには、通告することが義務とされています。通告することは守秘義務違反にはあたらず、まずは子どもの安全が最優先されることが、法令でも定められています。

◎ 虐待の早期発見（児童虐待防止法 第5条）

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、**児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。**

◎ 要保護児童発見者の通告義務（児童福祉法 第25条）

要保護児童を発見した者は、市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

◎ 児童虐待に係る通告義務（児童虐待防止法 第6条第1項）

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

◎ 通告義務は守秘義務に優先（児童虐待防止法 第6条第3項）

刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

（→通告することは守秘義務違反には該当しない）

◎ 要支援児童等の情報提供（児童福祉法第21条の10の5）

平成28年児童福祉法等改正において、支援を要する妊婦や子ども等を把握しやすい関係機関は、その情報を市町村に対し情報提供するように努めなければならない（児童福祉法第21条の10の5第1項）こととされました。

この法律を根拠に、同意がない場合でも関係機関が把握した妊婦や子どもの情報を、区こども家庭支援課の**要保護児童対策地域協議会の担当部署（こどもの権利擁護担当）**に情報提供することが可能です。



ポイント！ 支援につなげるためには同意を得る努力を！

ただし、早期に支援につなげることを目的としているので、区役所からの支援が速やかに開始できるよう、区役所と関係機関が連携して対象者にアプローチすることが求められます。

そこで、対象となる方には、原則として、情報提供の概要及び居住する区役所による支援を受けることが、対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となりうることを説明していただくようお願いします。

(1) 通告・情報提供するときのポイント

ア 通告・情報提供のための情報収集と記録の作成

通告受理機関に対し通告・情報提供する情報を整理し、記録に残しましょう。必要な情報を収集し記録できるよう「児童虐待防止連絡票」を活用することをお勧めします。

イ 通告・情報提供するときのポイント

ポイント 1 子どもの氏名や年齢、住所と家族構成

- 住所が不明の場合は、「〇〇マンションの3階」など可能な限り特定できる情報を提供。
- 虐待が他のきょうだい児にも向いていないか。

ポイント 2 虐待の具体的な内容と程度、頻度や時期

- いつから、どのような虐待を受けているか。
- 具体的な時期や時間帯。
- 誰からの虐待か、父か、母か、その他の家族か。子どもを守る協力者はいるか。

ポイント 3 現在の子どもの状態

- 通告する時点で虐待を受けている最中か、そうでないか。
- 子どもに傷あざ、けががある場合はその程度など。

ポイント 4 調査・支援の糸口となる情報

- その子どもやきょうだい児が在籍している保育所、幼稚園、学校等があるか。

ポイント 5 要支援児童と思われる子どもの状態像

- 子どもの気になる状態を具体的に伝える。

ポイント 6 家庭の状況(子どもの発達・発育・成長に影響を与える状況があるか)

- 保護者の精神状態、経済面の問題・支援者の不在、夫婦関係などの課題。
- 保護者自身が育児不安を訴えている状況か。

ポイント 7 情報提供に同意があるか

- 必要な支援につなぐため、情報提供であることを説明できているか。
- 本人が同意しない場合も、支援につなぐためにどのような手段があるか区と協議する。

Q 職務上の守秘義務違反になりませんか？

A 個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第18条及び第27条においては、本人同意を得ない個人情報の目的外利用や、提供を禁止していますが、児童虐待防止法第6条等や児童福祉法第21条の10の5の規定により児童相談所や市町村に通告・情報提供する場合は、個人情報保護法第18条第3項第1号、及び第27条第1項第1号に規定する「法令に基づく場合」に該当し、例外的に本人の同意を得ないで情報を提供しても個人情報保護違反になりません。

(2) 児童虐待防止連絡票の活用

疑いも含めて通告や情報提供が必要と組織で判断したら、速やかに通告受理機関（区こども家庭支援課・児童相談所）に連絡します。連絡の手段は、電話での連絡でもかまいませんが、後日「児童虐待防止連絡票」を通告受理機関に郵送してください。

「児童虐待防止連絡票」を受理した区こども家庭支援課は、「支援結果・経過報告書」で通告機関に支援結果を報告することになっています。

※様式は20～23ページ参照

(3) 通告機関別の留意事項

通告にあたっては、それぞれの機関であるからこそ得られる情報が多くあります。通告する際には各機関の強みを活かした情報収集を行い、確実に通告受理機関に情報を寄せてください。

ア 保育所・幼稚園

保育所や幼稚園は、保護者と子どもがともに通園することから、親子の関わりなど保護者の子育てに関する相談に応じたり、子育ての大変さに理解を示す声かけなどの支援が、より効果的なものとなります。

同時に、保育士や教諭は、日中の生活の中で、子どもの身体的な状況や行動・発達面の様子を観察し、虐待、あるいは深刻な虐待に至る前の心配な状況を発見したときには、組織内での情報共有、判断を行い、相談・通告をしてください。

イ 学校

学校は、子どもの日常の様子を観察し、身体的な状況に加え、行動面の変化をつかむことができ、子どもの発信するサインを受け止めることができる貴重な場となります。特に注意が必要なのは、反抗的行動、集団逸脱行動、反社会的行動といった、一見、問題行動・非行行動として対応されがちな行動です。これらの行動の背景には、家族の問題、養育環境の問題がある事例も多く、「子どもへの虐待」という視点から考えてみる必要があります。子どもや家庭との接触から、支援を要する状況がないか、情報収集をしていきます。

また、重要なのは、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等、それぞれの立場で把握した子どもの情報を、校長、副校長、児童支援専任教諭、又は生徒指導専任教諭と共有し、通告受理機関への相談・通告の必要性について、組織的に検討・判断することです。

通告・情報提供に関する取扱いは、教育委員会事務局人権教育・児童生徒課による『「要保護児童及び要支援児童等の情報共有」に関する事務取扱要領（平成29年3月16日制定）』や、『「学校と区等との情報連携について」（2017年3月16日制定）』に基づき、「児童虐待（防止）連絡票（様式1区用）※」「児童虐待（防止）連絡票（様式2児童相談所用）※」を用いた通告や情報提供を行うほか、「児童状況報告票（様式3）」を用いた学校から区役所への定期的な情報提供を行うことになっています。

※こども青少年局が制定した要領の児童虐待防止連絡票の様式番号（20～23ページ参照）と違いますのでご注意ください。

ウ 民生委員・児童委員、主任児童委員

民生委員・児童委員、主任児童委員は、地域の中で、子どもやその家族の虐待や虐待に至る前の心配な状況を発見する機会があります。地域での生活をとおして、より身近な立場で子どもたちの生活状況を確認します。気になる子どもを発見したときは、その詳細な状況や、具体的な日時を書き留めるなど、情報収集をし、通告受理機関に、相談・通告を行います。

なお、その際に、近隣住民から情報収集を行う場合は、近隣住民の方に情報を漏らすことのないよう依頼するなど、個人情報に配慮した取扱いを行ってください。

エ 地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、放課後児童育成事業等

① 地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場など保護者と子どもが集まる場では、保護者の子育てに関する相談に応じたり、子育ての大変さに理解を示す声かけなどの支援が、より効果的なものとなります。

保護者と子どもの関わりや、保護者の相談内容等から虐待や虐待のおそれがある心配な状況を発見した場合は、組織内での情報共有、判断を行い、相談・通告をしてください。

② 放課後児童育成事業（放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ、特別支援学校はまっ子ふれあいスクール）や放課後等デイサービス等、子どもが長時間過ごす場所は、学校同様、子どもの日常の様子を観察し、身体的な状況や行動面の変化をつかむことができ、子どもの発信するサインを受け止めることができる大切な場となります。

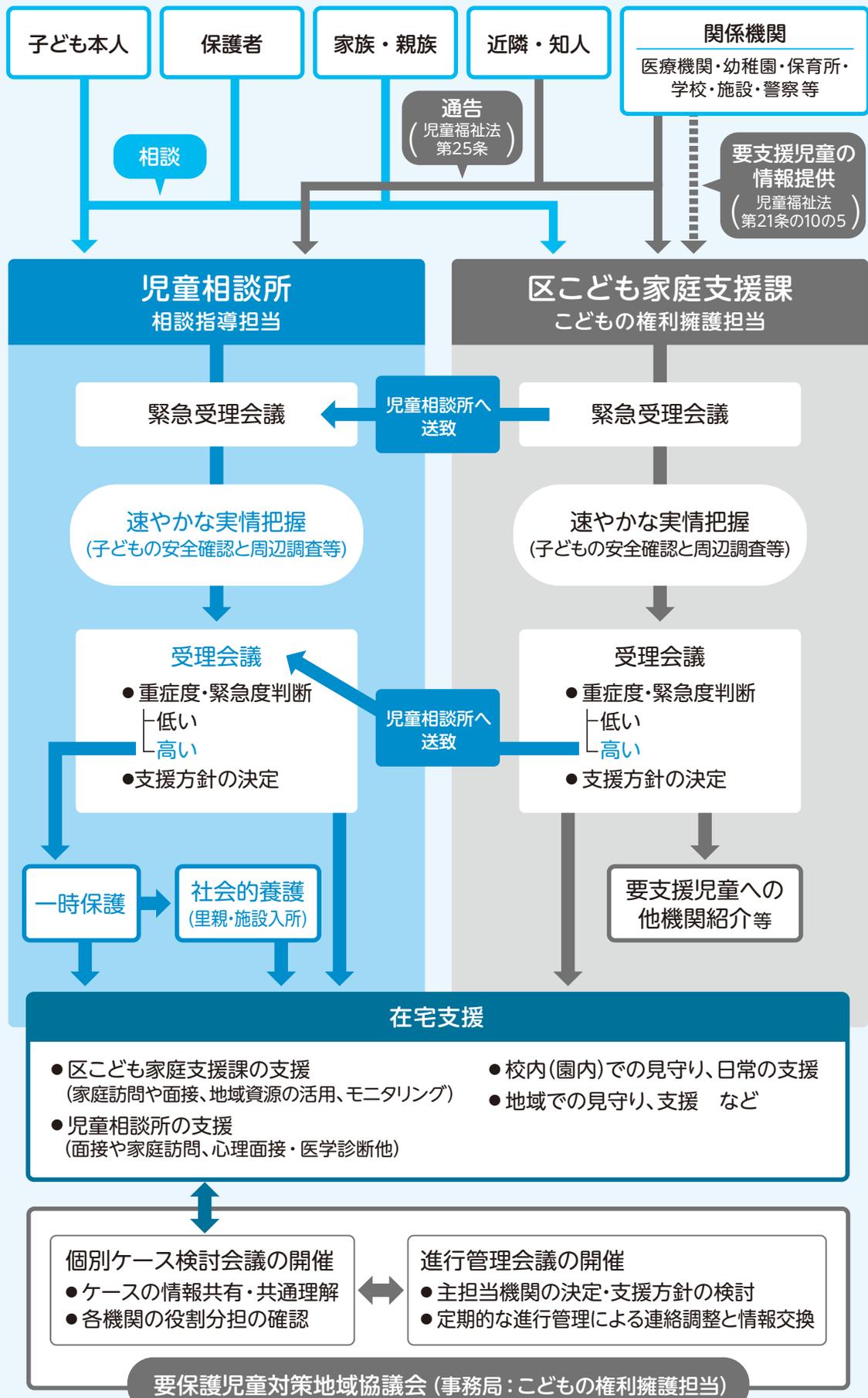
反抗的行動、集団逸脱行動、反社会的行動といった、一見問題行動・非行行動として対応されがちである行動も、背景には家族の問題、養育環境の問題がある事例も多く、「子どもへの虐待」という視点から考えてみる必要があります。また、保護者が育てにくさを感じている場合は、子どもへの虐待が起こることもあるため、注意が必要です。

子どもの言動から虐待、あるいは深刻な虐待に至る前の心配な状況を発見した時には、組織内での情報共有、判断を行い、相談・通告をしてください。

Q 通告したことで保護者との関係性が壊れるのではないかと心配です。

A 通告を受けて区や児童相談所が保護者に対し通告元を伝えることはありませんが、通告の内容が園や学校しか知りえない情報の場合、通告元が保護者に推察されることがあります。日頃から「原因が分からないアザやけがが続くと通告することになっている」と周知するなど、保護者に通告の義務を事前に理解してもらうことが重要です。

相談・通告受理から調査・援助方針の決定までの流れ



3 要保護児童対策地域協議会

(1) 子どもを守るネットワークによる支援

ア 要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）とは

要保護児童等の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要です。そこで、要保護児童等に関し、関係者間で情報交換と支援の協議を行う機関として「要対協」が児童福祉法第25条の2に位置づけられています。

イ 要対協の機能

○要対協参加者の守秘義務（児童福祉法第25条の5）

要対協は、構成機関に対して守秘義務を課すとともに、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対して資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができます。

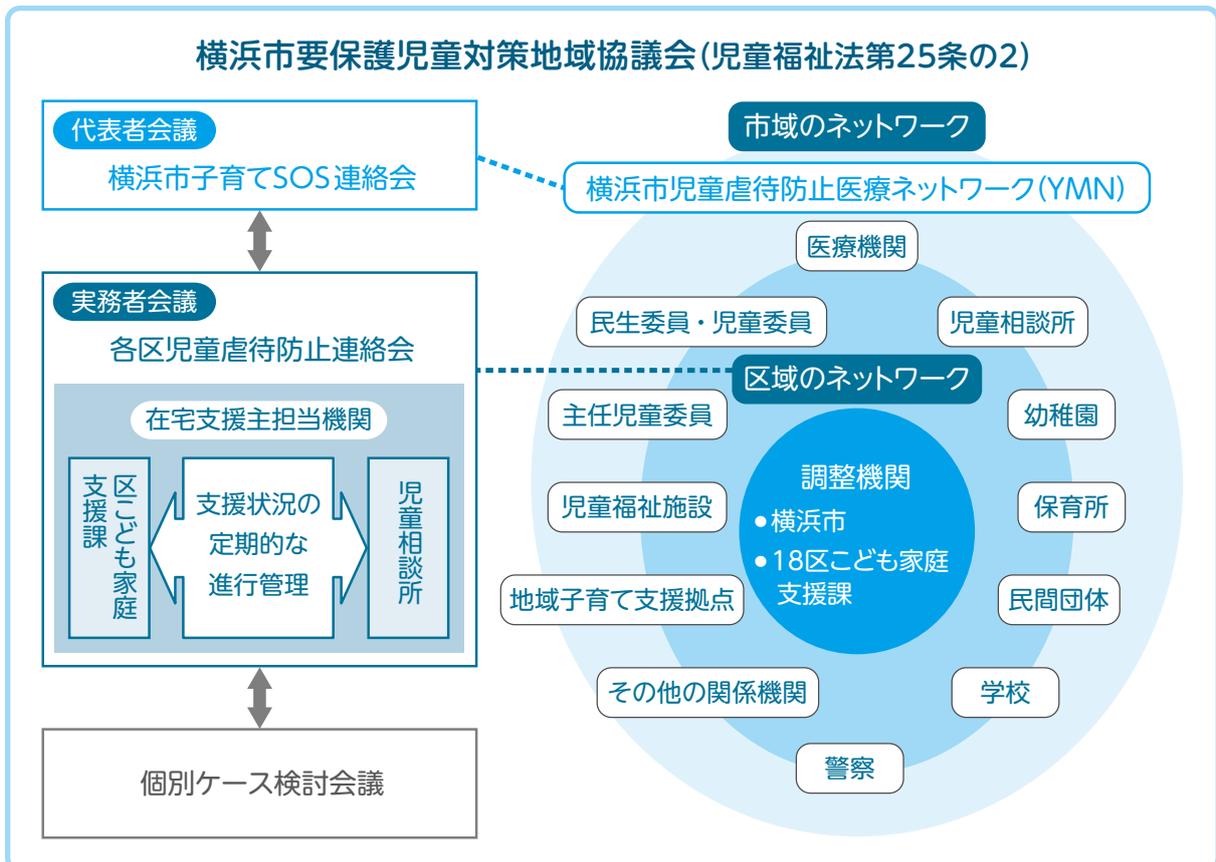
○調整機関の明確化

要対協を構成する機関の中から、要保護児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う「調整機関」を置くこと、とされており、本市では、代表者会議は「こども青少年局こどもの権利擁護課」、実務者会議は「各区こども家庭支援課」がその役割を担います。

ウ 横浜市要保護児童対策地域協議会の構成（三層構造）

○代表者会議（横浜市子育てSOS連絡会）

全市的な児童虐待対策の推進や関連事業の総合調整に関する協議を行っています。



○実務者会議（各区の「児童虐待防止連絡会」）

各区において、学校、保育所、幼稚園、民生委員・児童委員、主任児童委員、医療機関、警察等の要保護児童の支援に携わる実務者により構成され、機関相互の円滑な連携のための情報交換や協議を行っています。更に小地域ごとの会議を開催し顔の見える関係づくりを進めています。

○個別ケース検討会議

個別ケース検討会議とは、子どもや養育者に直接関わりのある関係者が集まり、具体的な支援策を検討するための会議です。会議は適時開催し、必要な情報を共有して、課題や問題点を抽出し、具体的な支援方法と各関係者の役割分担を決定します。要対協に位置付け、守秘義務の遵守を徹底した上で行います。

エ 個別ケース検討会議の開催基準

関係機関（学校、保育所、他課等）からの要請や、区こども家庭支援課や児童相談所が要保護児童のアセスメントを行う中で必要と判断した場合に開催します。

会議の事務局は、区こども家庭支援課が担います。

個別ケース検討会議を開催する例

- 学校や児童相談所等、多くの機関が情報共有しながら支援することが望ましい場合
- 一つの機関での対応では、限界がある場合
- 民生委員・児童委員、地域住民を含めて、対応をする必要がある場合
- きょうだいがいて、複数の機関に子どもが在籍している場合
- 子どもに危険が生じ、一時保護することが想定される場合
- 他機関から、会議開催の要請があった場合



体罰によらない子育てをを広げましょう!

子どもが持っている権利について

大人に対する叩く、殴る、暴言を言う等の行為が人権侵害として許されないのと同様に、子どももまた、尊厳を有する人権の主体であり、叩く等の行為は人権侵害として許されません。

全ての子どもは、健やかに成長・発達し、その自立が図られる権利が保障されることが、平成28年の児童福祉法の改正によって明確化されました。すべての国民は、子どもの最善の利益を考え、年齢や成熟度に応じて子どもの意見が考慮されるように努めることとされています。

1994年に日本も批准した「児童の権利に関する条約」では、あらゆる形態の身体的・精神的な暴力や不当な取扱い等を防ぐための措置を講ずることとされています。子どもへ暴力は子どもの持つ様々な権利を侵害することから、日本でも法律で禁止されています。

体罰によらない子育てのポイント

- 1 大切にされていると感じるように
子どもの気持ちや考えに
耳を傾けて



- 2 触られたくないものは
手の届かない場所へ
叱らないでよい環境を



- 3 気持ちの切替が難しい時は
場面を移して、
注意の方向を変えてみる



- 4 「いい子にして」や「ちゃんとして」
では伝わらない
肯定文でなにをするかを
具体的に



- 5 やる気が増すように
楽しく取り組める工夫を



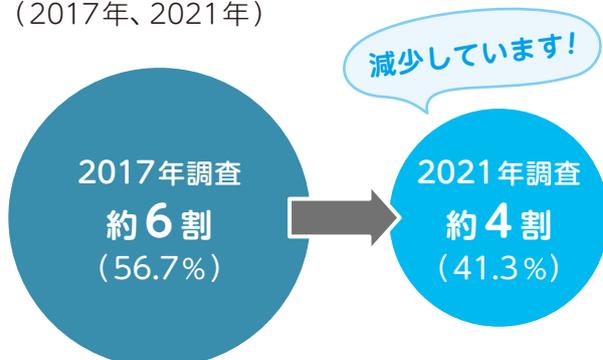
- 6 自己肯定感が育ちます
できていることを
具体的にほめましょう



体罰のない社会へ～地域みんなで育児を支えましょう～

しつけのために子どもに体罰をすることを容認する人^{*}の割合はどのくらい？

- ① 国際NGO「セーブ・ザ・チルドレン」
子どもに対するしつけのための体罰等
の意識・実態に関する全国調査
(2017年、2021年)



- ② 横浜市調査
(令和2年度第3回ヨコハマeアンケート
「子どもに対するしつけと体罰に関するアンケート」)



※「しつけのために、子どもに体罰をすることに対してどのように考えますか？」の問いに「積極的にすべきである」「必要に応じてすべきである」「ほかに手段がないと思った時のみすべきである(①のみ)」「他に手段がないと思ったとき行うのは致し方ない(②のみ)」と回答した割合

体罰を容認していた人が容認しなくなった理由^{*}は何？

虐待など痛ましい
ニュースを見聞き
したから
(52.7%)



体罰等が子どもに
与える影響を
知ったから
(56.1%)



※セーブ・ザ・チルドレン2021年調査「1年前に体罰を容認していたが現在は容認しなくなったという意識の変化があった回答者の理由」で過半数を超えたもの

**体罰の影響や重篤事例の実態を知ることが、
体罰を容認しなくなるきっかけに
つながることが期待されます。**

1979年に世界で最初に体罰禁止を法定化し、体罰を容認する人の割合が1割以下となっているスウェーデンでも、長い時間をかけて、社会全体で認識を共有し、体罰によらない子育てを推進していきました。子どもが健やかに成長・発達するためには、体罰等に対する意識を一人ひとりが変えていかなくてはなりません。

同時に、保護者が孤立せず、子どもが育ちやすい社会であるために、体罰等を容認しない機運を醸成するとともに、寛容さを持って子どもの成長に温かいまなざしを向け、社会全体で子育てを行っていく必要があります。子育て家庭を応援しながら、体罰等のない社会を実現していきましょう。



【様式1】(児童相談所あて)

持参または郵送 ※連絡票を送信するときは、必ず事前に電話連絡してください。

○年○月○日

_____ 児童相談所長

(関係機関名)

児童虐待防止連絡票

児童福祉法第25条第1項による児童虐待の通告のため、連絡票を送付します。

子ども	フリガナ				男	生年	○年○月○日生	
	氏名				女	月日	(歳 月)	
	住所	区						
	電話番号	〔自宅／父携帯／母携帯／その他 () 〕						
	所属	保育園・幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校						
保護者	氏名	父	(○歳)	母	(○歳)			
	附帯情報							

保護者への説明 有 無 子ども本人への説明 有 無

※上記の説明が困難な場合においても、通告は可能です。

1【虐待の具体的内容】(いつから、誰によって、どのように、頻度、子どもの状態、現在の様子)

2【家族の状況】

3【現在までの経過と対応】

発信者	所属				電話番号	○○○ - ○○○○	
	担当者				職種		
	事前連絡	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	職員名			【備考】	
		連絡日時	○年○月○日() 時 分				

【様式2】(こども家庭支援課あて)

持参または郵送 ※連絡票を送信するときは、必ず事前に電話連絡してください。

〇年〇月〇日

_____区福祉保健センター長

(関係機関名)

児童虐待防止連絡票

下記の理由により、連絡票を送付します。

子ども	フリガナ			男	生年月日	〇年〇月〇日生
	氏名			女	月日	(歳 月)
	住所	区				
	電話番号	〔自宅／父携帯／母携帯／その他()〕				
保護者	所属	保育園・幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校				
	氏名	父 (〇歳)	母 (〇歳)			
連絡意図	氏名					
	附帯情報					
<input type="checkbox"/> 児童福祉法第25条第1項による児童虐待の通告 →1、3、4欄必須 <input type="checkbox"/> 児童福祉法第21条の10の5による要支援児童等の情報提供 →2、3、4欄必須						
保護者への説明	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	保護者からの同意		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
子ども本人への説明	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	子ども本人からの同意		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
※上記の同意や説明が困難な場合においても、通告・情報提供は可能です。						
1【虐待の具体的内容】(いつから、誰によって、どのように、頻度、子どもの状態、現在の様子)						
2【要支援児童と思われる子どもの状態像】						
3【家族の状況】						
4【現在までの経過と対応】						

発信者	所属			電話番号	〇〇〇 - 〇〇〇〇	
	担当者			職種		
	事前連絡	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	職員名			【備考】
		連絡日時	〇年〇月〇日() 時 分			

【様式3】児童虐待防止連絡票の返信票(区子ども家庭支援課→関係機関)

〇年〇月〇日

様

〇〇区福祉保健センター子ども家庭支援課長

支援経過・結果報告書

- 貴機関から〇年〇月〇日にご連絡いただいた、要保護児童・要支援児童等について、現在までに次のとおり支援を行いましたので報告します。
- 区が要保護児童・要支援児童等を把握しましたので、要対協機関の支援依頼として、情報提供します。

子ども	フリガナ				男女	生年月日	〇年〇月〇日生 (歳 月)
	氏名						
	住所	区					
	電話番号	〔自宅／父携帯／母携帯／その他()〕					
保護者	氏名	父 (〇歳)	母 (〇歳)				
	附帯情報						
区から保護者への説明		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	連携についての保護者からの同意		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
区から子ども本人への説明		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	子ども本人からの同意		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

1 区の支援方針

初期調査を実施しました。

- 要保護児童・要支援児童として進行管理対象としますので、貴機関での支援を依頼します。
「2」「3」の項目を参照
- 調査の結果、進行管理対象とはせず、対応を終了します。
- 子どもの発達状況、養育状況を確認した結果、支援を終了します。
- 子どもの発育・発達支援のため継続的に支援します。(進行管理対象外)

初期調査継続中

その他 ()

2 要対協調整機関としての課題の整理と支援方針、ランク判定

調査中 (結果は〇月〇日頃別途連絡予定)

虐待種別: 身体 心理 ネグレクト 性的虐待者: 実父 実母 その他()

ランク: A B C D 要支援児童

進行管理台帳登録日: 〇年〇月〇日

3 貴機関への支援依頼内容・連絡事項

A～Dランク(要保護児童)、要支援児童で進行管理対象のため、3か月ごとに状況確認を行います。

4 その他

担当	所属	〇〇区子ども家庭支援課 子どもの権利擁護担当	電話番号	〇〇〇 - 〇〇〇〇
	担当者		職種	

【様式4】児童虐待防止連絡票の返信票(区こども家庭支援課一市立学校)

〇〇年〇月〇日

学校長

〇〇区福祉保健センターこども家庭支援課長

支援経過・結果報告書

- 貴校から〇〇年〇月〇日にご連絡いただいた、要保護児童・要支援児童等について、現在までに次のとおり支援を行いましたので報告します。
- 区が要保護児童・要支援児童等を把握しましたので、要対協機関の支援依頼として、情報提供します。

子ども	氏名	男 女	生年月日 (歳 月)	〇年〇月〇日生 (歳)
住所	区			
電話番号	〔自宅/父携帯/母携帯/その他()〕			
保護者	氏名	父 (〇歳)	母 (〇歳)	
区から保護者への説明	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	連携についての保護者からの同意	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
区から子ども本人への説明	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	区が子ども本人からの同意	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

- 1 区の支援方針
- ・初期調査を実施し、要保護児童・要支援児童として進捗管理対象とします。 「2」 「3」 の項目どおり貴校での支援を依頼します。
 - ・この報告書の提出をもって貴校への定期的な情報提供の依頼に替えさせていただきます。

2 要対協調整機関としての課題の整理と支援方針、ランク判定

虐待種別： 身体 心理 ネグレクト 性的虐待 実父 実母 その他()

ランク： A B C D 要支援児童

A～Dランク(要保護児童) 要支援児童で進捗管理対象のため、3か月ごとに支援方針の見直しを行います

3 貴校への支援依頼内容・連絡事項

定期的確認を依頼したい情報(児童状況報告票の記載項目を除く情報)

身長、体重(頻度:)

家庭訪問実施日とその状況

保護者の学校への関わり

4 その他

担当	所属	〇〇区こども家庭支援課 こどもの権利保護担当	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇
担当	所属		職種	

※この報告書は、「虐待防止連絡票」の受理日から、おおむね1か月以内を目途に作成しています。

【様式5】児童虐待防止連絡票の返信票(児童相談所一市立学校)

年 月 日

学校長

〇〇児童相談所長

支援経過・結果報告書

- 貴機関から〇〇年〇月〇日にご連絡いただいた、要保護児童について、現在までに次のとおり支援を行いましたので報告します。
- 児童相談所が要保護児童・要支援児童等を把握しましたので、要対協機関の支援依頼として、情報提供します。

子ども	氏名	男 女	生年月日 (歳)	〇年〇月〇日生 (歳)
電話番号	〔きょうだい児のため、下記の情報については〇〇〇〇の報告書をご参照ください〕			

- 1 児童相談所の支援方針
- ・要保護児童として進捗管理対象とします。貴機関での支援を依頼します。 「2」 「3」 の項目をご参照ください。
 - ・この報告書の提出をもって貴校への定期的な情報提供の依頼に替えさせていただきます。

2 課題と支援方針、ランク判定

ランク： A B C D

3 貴校への支援依頼内容・連絡事項

定期的確認を依頼したい情報(児童状況報告票の記載項目を除く情報)

身長、体重(頻度:)

家庭訪問実施日とその状況

保護者の学校への関わり

4 その他

- 本児の保護者は、児童相談所が学校と情報共有を行うことは同意していません。
- 本児の保護者は、児童相談所が学校と情報共有を行うことに同意していません。

担当	所属	児童相談所	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇
担当	所属			

連絡先・関係機関一覧



子ども虐待についての相談・通告先 ※市外局番の記載のないものはすべて「045」です。

●横浜市

名称	対象区域	電話	時間帯
よこはま子ども虐待 ホットライン	全区	はまっこ 24じかん ☎ 0120-805-240	24時間、365日受付
かながわ子ども110番 相談LINE		 二次元コードを読み取るかLINEアプリのホーム画面の検索で、ID「@kana_kodomo110」で検索して追加。	月～土 9:00～21:00 (年末年始を除く)

●児童相談所

児童相談所	所管区域	所在地	電話	ファックス	時間帯
横浜中央児童相談所	神奈川区、鶴見区、 中区、西区、南区	〒232-0024 横浜市南区浦舟町3-44-2	260-6510	262-4155	月～金 8:45～17:00 (祝日・休日・年末年始を除く)
横浜西部児童相談所	旭区、泉区、瀬谷区、 保土ヶ谷区	〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町5-10	331-5471	333-6082	
横浜南部児童相談所	磯子区、金沢区、 港南区、栄区、戸塚区	〒235-0045 横浜市磯子区洋光台3-18-29	831-4735	833-9828	
横浜北部児童相談所	青葉区、港北区、 都筑区、緑区	〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1	948-2441	948-2452	

●各区福祉保健センター こども家庭支援課

区名	住所	電話	ファックス	時間帯
青葉区	〒225-0024 青葉区市ケ尾町31-4	978-2460	978-2422	月～金 8:45～17:00 (祝日・休日・年末年始を除く)
旭区	〒241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12	954-6160	951-4683	
泉区	〒245-0024 泉区和泉中央北5-1-1	800-2339	800-2513	
磯子区	〒235-0016 磯子区磯子3-5-1	750-2529	750-2540	
神奈川区	〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8	411-7172	321-8820	
金沢区	〒236-0021 金沢区泥亀2-9-1	788-7709	788-7794	
港南区	〒233-0003 港南区港南4-2-10	847-5612	842-0813	
港北区	〒222-0032 港北区大豆戸町26-1	540-2388	540-3026	
栄区	〒247-0005 栄区桂町303-19	894-8519	894-8406	
瀬谷区	〒246-0021 瀬谷区二ツ橋町190	367-5608	367-2943	
都筑区	〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央32-1	948-2588	948-2309	
鶴見区	〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1	510-1814	510-1887	
戸塚区	〒244-0003 戸塚区戸塚町16-17	866-8388	866-8473	
中区	〒231-0021 中区日本大通35	224-8345	224-8159	
西区	〒220-0051 西区中央1-5-10	320-8469	322-9875	
保土ヶ谷区	〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町2-9	334-6396	333-6309	
緑区	〒226-0013 緑区寺山町118	930-2552	930-2435	
南区	〒232-0024 南区浦舟町2-33	341-1251	341-1145	

子どもたちの声に…、

つらい思いをしている養育者の声に…、

耳を傾けてください。

支援の手を差し伸べる第一歩、

それは「あなたの声」からはじまります。



Child Abuse Prevention in Yokohama
(よこはま こども虐待防止)



毎月5日は
子供虐待防止
推進の日

こどもたちの明るい
未来のために

企画・編集：横浜市子育てSOS連絡会（横浜市要保護児童対策地域協議会）

発行：横浜市こども青少年局こどもの権利擁護課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 ☎045(671)4288 (FAX)045(550)3948

令和4年10月発行